

## 第Ⅱ期中小企業デジタル化応援隊事業の再開について

本事業においては、令和3年9月16日（木）より事業を一時停止しておりましたが、本日より事業を再開します。改正後の利用規約やスケジュールを御確認いただき、ご利用下さい。（返還申告・外部通報等は引き続き受け付けております。）

適正な制度のご活用の観点から、これら措置をご理解いただきますようお願いいたします。

### ■ 利用規約の変更に伴うIT専門家の登録要件の厳格化等

既に、令和3年10月5日に事業HPで周知をしました内容をご確認のうえ、引き続き適切な制度のご活用をお願いいたします。

[https://digitalization-support.jp/documents/update\\_agreement\\_license.pdf](https://digitalization-support.jp/documents/update_agreement_license.pdf)

### ■ 自主返還等の受付窓口の設置

既に、令和3年9月13日に事業HPで周知しております。ご通報及び自主返還については引き続き捜査当局と連携し、対応してまいります。

[https://digitalization-support.jp/documents/refund\\_information\\_desk.pdf](https://digitalization-support.jp/documents/refund_information_desk.pdf)

### ■ 事業再開後の事業スケジュール

イベント	変更前	変更後
IT 専門家・中小企業等の登録受付期限	9月30日（木）	11月1日（月）
支援計画に関する契約締結の期限	11月30日（火）	12月17日（金）
支援終了及び支援実施報告の期限（※）	12月17日（金）	1月10日（月）
謝金申請の期限	12月24日（金）	1月10日（月）

（※）支援終了後の支援実施報告書の提出及び謝金申請の手続きが期限内に実施できるよう、支援終了日を設定頂く必要があることにご留意ください。

期限を過ぎての謝金申請は受け付けられず、謝金のお支払い手続きが一切できないため、重ねて十分にご留意ください。

（※）IT 専門家が作成し事務局に提出いただく支援実施報告については、支援を受けられた内容に間違いがないかを中小企業の皆様にもご確認いただきますので、「中小企業向け手引書」をご確認ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

第Ⅱ期中小企業デジタル化応援隊事務局

お問い合わせフォーム「<https://digitalization-support.jp/contacts/add>」

TEL番号：03-6833-2525

お問合せ時間：平日：9：00-17：00（土日祝年末年始(12月29日～1月3日)除く）

\*\*\*\*\*